

2024年度

『海外現地法人四半期調査』
調査票の記入手引

経済産業省 大臣官房
調査統計グループ

I. 調査方法の概要

1. 調査の目的

この調査は、我が国企業の海外における事業活動を動態的に把握し、機動的な産業政策及び通商政策の立案に資することを目的として実施するものです。

2. 調査の法的根拠及び秘密の保護

この調査は、統計法に基づく承認を受けて、経済産業省が実施するものです。また、この調査により報告された記入内容は、統計法によって秘密が保護されます。

3. 調査の対象

本社企業：我が国企業のうち、2024年3月末現在において、以下の条件をすべて満たす企業が対象となります。

- ①金融業、保険業及び不動産業を除く全業種
- ②資本金 1 億円以上
- ③従業者 50 人以上
- ④海外に下記の条件を満たす現地法人を有する

海外現地法人：上記本社企業が有する海外現地法人のうち、各調査時点において、以下の条件をすべて満たす企業（調査期間中に新設された企業も含む）について調査します。

- ①製造業
- ②従業者 50 人以上
- ③本社企業の直接出資分と間接出資分を合わせた出資比率が 50 % 以上
(※ 3ページ参照)

4. 調査方法

この調査は、海外現地法人の状況を把握するため、四半期（3ヶ月）ごとに本社企業に「海外現地法人四半期調査票」を配布し、本社企業等に記入・返送していただく郵送調査と、希望によりインターネット回線を経由して電子調査票を回答していただくオンライン調査です。

5. 調査時点

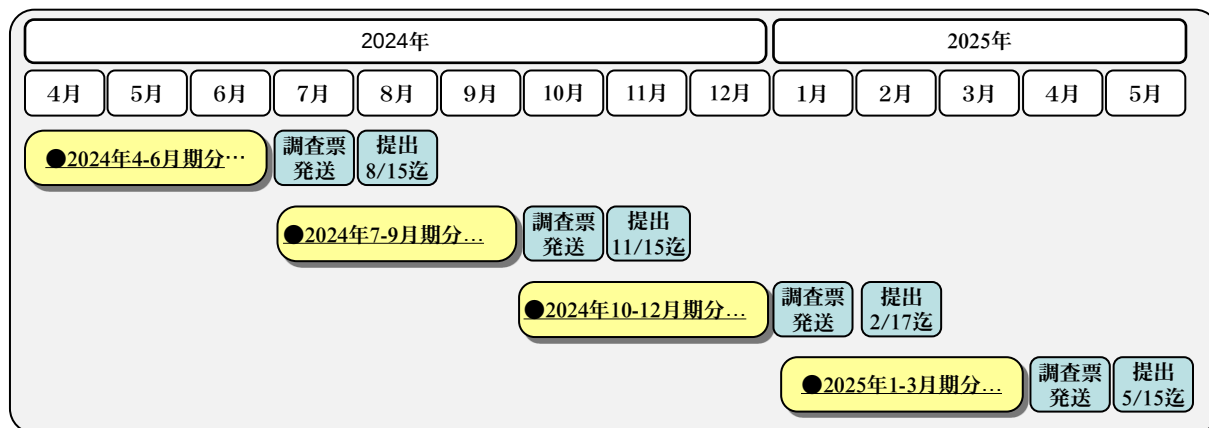
この調査は、四半期ごとの調査で、各期末現在です。（※ 2ページ参照）

6. 調査票の提出期限

調査票の提出期限は、次のとおりです。

期限までに経済産業省に到着するように提出してください。期限までに提出できない場合は、ご相談ください。

調査票の発送月と提出期限



調査期	調査時点	提出期限
2024年 4 月 ～ 6 月期分	2024年 6 月末日	2024年 8 月15 日(木)
2024年 7 月 ～ 9 月期分	2024年 9 月末日	2024年11月15 日(金)
2024年10月 ～ 12月期分	2024年12月末日	2025年 2 月17 日(月)
2025年 1 月 ～ 3 月期分	2025年 3月末日	2025年 5 月15 日(木)

7. 問い合わせ先

経済産業省大臣官房調査統計グループ構造・企業統計室
海外現地法人四半期調査事務局

電話番号 0 1 2 0 - 5 3 9 - 7 0 5

E - Mail jimukyoku@k-shihanki.go.jp

受付時間 9 : 0 0 ～ 1 8 : 0 0 (土日・祝祭日を除く)

8. 調査結果の公表

この調査の集計結果は、経済産業省のホームページに掲載しています。公表時期は、各提出期限の翌月下旬頃を予定しています。

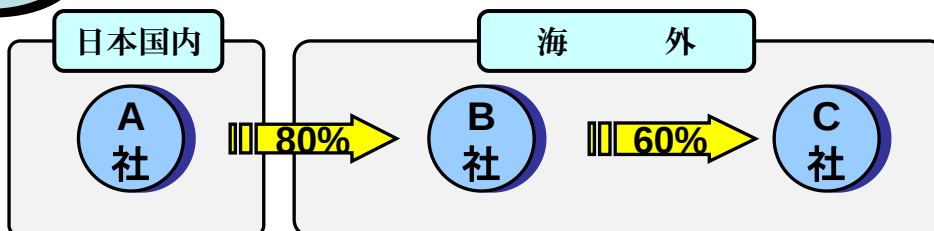
(<https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/genntihou/index.html>)

なお、対象本社企業へは、公表資料の一部を送付いたします。

本社からの出資比率

調査の対象となる場合

▶ケース 1

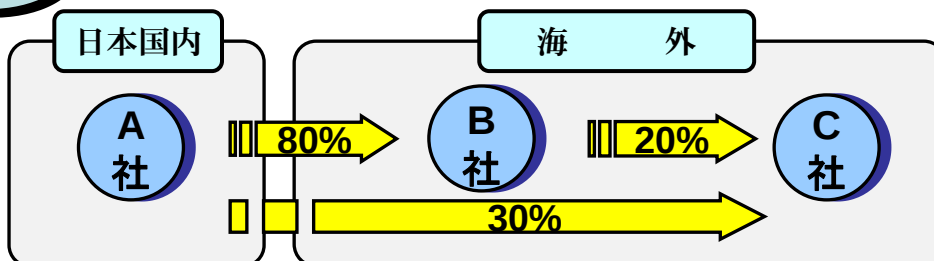


B社は、A社からの出資比率が50%以上であることから、調査の対象となります。
 $80 \times 60 = 48\%$ でないところに注意

C社は、A社からB社への出資比率が50%以上であるため、A社からの間接出資比率が60%となり、直接出資がなくても出資比率が50%以上であることから調査の対象となります。

調査の対象となる場合

▶ケース 2

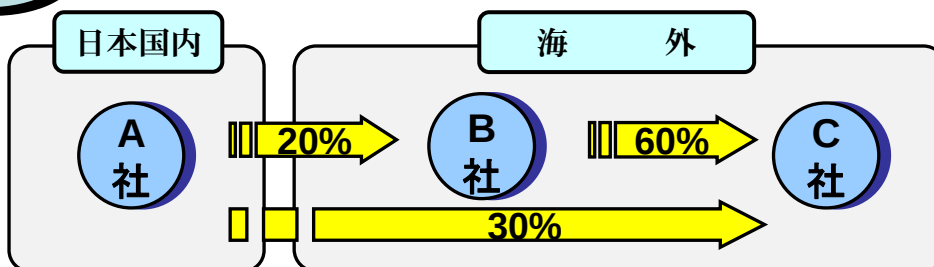


B社は、A社からの出資比率が50%以上であることから、調査の対象となります。

C社は、A社からB社への出資比率が50%以上であるため、A社からの間接出資比率が20%となり、A社からの直接出資比率30%と合わせて $20\% + 30\% = 50\%$ となり出資比率が50%以上となることから調査の対象となります。
 $80 \times 20 + 30 = 46\%$ でないところに注意

調査の対象とならない場合

▶ケース3



B社は、A社からの出資比率が50%未満であることから、調査の対象ではありません。

C社は、A社からB社への出資比率が50%未満であるため、B社からの出資比率が50%以上であっても出資比率計算の対象となりません。従ってA社からの直接出資比率30%を合わせても $0\% + 30\% = 30\%$ となり調査の対象となりません。
 $20 \times 60 + 30 = 42\%$ でないところに注意

参考(調査票の裏面)

国別通貨単位表

最も記入しやすい通貨でご記入いただいても結構ですが、通貨・国・地域により記入単位が異なりますのでご注意ください。
 他の通貨への換算が必要な場合は、社内レートによってください。

(注) 該当する通貨が無い場合は、通常、換算に利用している通貨(日本円、米ドル、宗主国通貨など)によってください。

国・地域	通貨コード	記入通貨単位	国・地域	通貨コード	記入通貨単位
北米			欧州		
アメリカ合衆国	111	千ドル	ユーロ	199	千ユーロ
カナダ	156	千カナダドル	英国	112	千ポンド
中南米			スイス	146	千スイスフラン
アルゼンチン	213	千アルゼンチンペソ	スウェーデン	144	千スウェーデンクローナ
グアテマラ	258	千ケツアル	チェコ	197	千チェココルナ
コスタリカ	238	百万コロン	デンマーク	128	千デンマーククローネ
コロンビア	233	百万コロンビアペソ	トルコ	186	千トルコリラ
チリ	228	百万チリペソ	ノルウェー	142	千ノルウェークローネ
ニカラグア	278	千コルドバ	ハンガリー	944	百万フォリント
パナマ	283	千バルボア	ポーランド	952	千ズロチ
ブラジル	223	千レアル	ルーマニア	968	千レウ
ペルー	293	千ソル	ロシア	951	千ルーブル
メキシコ	273	千メキシコペソ			
アジア			大洋州		
日本	100	百万円	オーストラリア	193	千オーストラリアドル
インド	534	千インドルピー	ニュージーランド	196	千ニュージーランドドル
インドネシア	536	百万ルピア	パプアニューギニア	853	千キナ
シンガポール	576	千シンガポールドル	アフリカ		
スリランカ	524	千スリランカルピー	エジプト	469	千エジプトポンド
タイ	578	千バーツ	エスワティニ	734	千リランゲニ
パキスタン	564	千パキスタンルピー	コートジボワール	662	百万CFAフラン
バングラデシュ	513	千タカ	ナイジェリア	694	千ナイラ
フィリピン	566	千フィリピンペソ	南アフリカ共和国	745	千ランド
ベトナム	582	百万ドン	中東		
マレーシア	548	千リングット	イスラエル	436	千新シェケル
台湾	585	千新台幣ドル	イラン	429	百万イランリアル
大韓民国	542	百万ウォン	サウジアラビア	456	千サウジリヤル
中華人民共和国	924	千人民元			
香港	532	千香港ドル			

この調査は四半期（3ヶ月）ごとの調査です。
金額、人数ともに四半期値を記入してください。
調査の対象期間は、原則として期の始めの月の1日から終わりの月の末日までの3ヶ月間です。
調査時点は『各調査の対象期間』を参照してください。
記入に困難な項目がある場合には、概数値・推計値の回答でも差し支えありません。

自社鉱産品売上高、自社製造品売上高、加工賃収入額（他企業から支給された原材料、半製品、部品を加工した場合の加工賃）、仕入商品売上高、その他事業収入（建設業の完成工事高、農林水産業、飲食店、サービス業の収入額等）の合計額を記入してください。

うち自国内向け(※)

売上高のうち、所在国内での販売額の合計額を記入してください。

うち日本国向け

売上高のうち、自社名義で直接日本へ販売した合計額を記入してください。

うち日本国以外の第三国向け(※)

売上高のうち、所在国内及び日本以外の第三国へ、自社名義で直接販売した合計額を記入してください。

(※) 中国の現地法人が香港向けに販売した場合、または香港の現地法人が中国向けに販売した場合は、「日本国以外の第三国向け」の欄に記入してください。

土地を除く有形固定資産(建設仮勘定も含む)の当該期間(3ヶ月または半年)に取得した額を記入してください。具体的には、建物、構築物、機械、装置などの取得額です。建設仮勘定も含みますが、振替額が二重計上にならないよう(建設仮勘定減少額を差し引く)に注意してください。減価償却、売却、除却等による減少額は含みませんので、マイナス値になることはありません。

また、**期末時点の残高ではありません。**

「現地法人の概要」

前四半期までのご回答をもとに、あらかじめ印字されております。記載内容に相違または変更がある場合は、赤字で訂正してください。なお、本社企業名、所属、担当は、経済産業省が調査票等をお送りする際の宛先になります。

新たに調査対象となる現地法人がある場合は、お手数ですが、同封の予備の調査票（「現地法人の概要」が空欄）を必要部数コピーし、そちらに現地法人名等を記入し回答してください。（「備考」欄を参照）。次回調査より、当該現地法人について、「現地法人の概要」をあらかじめ印字した調査票をお送りします。

「金額」は、調査票裏面の「国別通貨単位表」に記載してある通貨の中で、最も記入しやすい通貨で記入してください。

通貨コード欄には、使用した通貨の通貨コードを記入してください。

記入する通貨により単位が異なります(千または百万)ので、注意してください。

単位未満は四捨五入してください。

【調査対象の定義】

本社企業：我が国企業のうち、2024年3月末現在において以下の条件をすべて満たす企業が対象となります。

- ① 金融業、保険業及び不動産業を除く全業種
- ② 資本金1億円以上
- ③ 従業者50人以上
- ④ 海外に下記の条件を満たす現地法人を有する

海外現地法人：上記本社企業が有する海外現地法人のうち、各調査時点において以下の条件をすべて満たす企業について調査します。

- ① 製造業
- ② 従業者50人以上
- ③ 本社企業の直接出資分と間接出資分を合わせた出資比率が50 %以上

※調査期間中に新設、増資、増員などにより、各調査時点において上記の条件を満たすこととなった現地法人も同様に対象となります。（右下「備考」欄及び左下「現地法人の概要」欄を参照してください。）

「記入金額」は、期間(3ヶ月・半年)を選択し、「金額」の数値は、各項目とも選択した期間(3ヶ月値または半年値)に、統一して記入してください。

- ・対象期間についての記入が困難な場合のみ、当該期間に最も近い記入可能な3ヶ月間について記入してください。
- ・3ヶ月間の実績の記入が困難な場合は、記入可能な直近の半年値を記入し、備考欄に対象期間を記入してください。

各項目の値が、前年同期と比較して大きく変動している場合、備考欄に可能な限りその要因を記入してください。誤記入が疑われる場合や全体に与える影響が大きな場合には照会させていただくことがあります。

有給役員と常用雇用者(どちらも日本からの出向者を含みます)の合計数を記入してください。常用雇用者とは、正社員、準社員、アルバイト等の呼称にかかわらず、期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇用している者をいいます。また、日本からの出向者は、現地法人が給与を支給しているか否かは問いません。

当該期末の人数を記入できない場合は、当該期末に最も近い記入可能な時点について記入し、備考欄に時点を記入してください。

新規対象となる現地法人が生じた場合

- ・用紙をコピーし提出してください。
- ・備考欄に現地法人の①所在地、②事由(a.新規設立、b.出資比率50%以上への上昇、c.従業員数50人以上への増加、d.製造事業の開始、e.その他(具体的に))、③事由の発生時期(年月)、④主たる事業内容(生産品名等)及び⑤本社企業の出資比率(直接、間接出資分を合わせた比率)を記入してください。

対象外となる現地法人が生じた場合
 ・①事由(a.解散・清算、合併等による消滅、b.出資比率50%未満への低下、c.従業者数50人未満への減少(一時的な減少は除く)、d.製造事業の廃止、e.その他(具体的に))及び②事由の発生時期(年月)を記入してください。